○環境省令第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び関係法令を実施するため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第十九条第一項」の下に「（同法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九号中「同法第二十四条の二第三項において準用する場合及び」を削り、「。）」の下に「、第二十四条の二第三項」を加える。

第十六号中「第二十五条第一項」の下に「（同法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―四―三〇

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～114　（略）	1～114　（略）
115　次に掲げる規則は、廃止する。 規則九―一四九 規則九―一五〇	（新設）
（令和六年四月一日施行）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二―七三

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公安職俸給表㈡の適用範囲） **第五条**　公安職俸給表㈡は、次に掲げる職員に適用する。 一　（略）	（公安職俸給表㈡の適用範囲） **第五条**　公安職俸給表㈡は、次に掲げる職員に適用する。 一　（略）